

あ す
明日のしあわせを願って

～ひとり親家庭のしおり～



静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課

令和6年7月

はじめに

ひとり親が家庭生活を営んでいく中では、仕事のこと、子育てのこと、家計のことなど、さまざまな困りごとに直面することと思います。そんなとき、あなたとあなたの家族を支える多くの制度や窓口があります。

この冊子は、相談窓口や経済的支援のほか、子育て・生活支援、就職支援などについて掲載しています。具体的な内容や利用方法については、各窓口にお問い合わせください。

この冊子が、あなたの暮らしのお役に立てれば幸いです。

掲載している制度の情報は、令和6年7月現在のものです。内容や金額等が変更になる場合がありますのでご了承ください。



目次

利用できる方 **母**...母子 **父**...父子 **寡**...寡婦

	母	父	寡	ページ		母	父	寡	ページ		
各種相談窓口・制度					1	児童扶養手当					15
相談	総合相談	母	父	寡	1	1 支給要件				15	
	子育て相談	母	父	寡	1	2 手当額				15	
	教育相談	母	父	寡	2	3 所得限度額				15	
	法律相談	母	父	寡	2	4 申請手続				16	
	家庭裁判所手続案内	母	父	寡	3	5 手当の受給開始から5年等を経過した場合の一部支給停止				16	
	税務相談	母	父	寡	3	6 手当を受けている方の届出				16	
	暴力など被害相談	母	父	寡	3	7 公的年金との差額支給				16	
	女性・男性のための相談	母	父	寡	3	8 その他				16	
	性のあり方に関する相談	母	父	寡	3						
	多言語相談	母	父	寡	4						
経済的支援						母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金					17
児童扶養手当	母	父		5	修学資金					17	
児童手当	母	父		5	就学支度資金					17	
母子父子寡婦福祉資金	母	父	寡	5	技能習得資金					17	
生活福祉資金	母	父	寡	5	修業資金					17	
医療費の助成	母	父		5	就職支度資金					17	
教育費の支援	母	父		6	医療介護資金					17	
生活保護	母	父	寡	6	生活資金					17	
税の軽減	母	父	寡	7	住宅資金					17	
年金	母	父	寡	7	転宅資金					17	
交通遺児への支援制度	母	父		8	事業開始資金					17	
					事業継続資金					17	
					結婚資金					17	
					(参考)生活福祉資金					19	
子育て・生活支援						ひとり親サポートセンター					21
日常生活支援事業	母	父	寡	9	公益社団法人静岡県ひとり親福祉連合会					22	
生活向上事業	母	父	寡	9	静岡県ひとり親あんしんLINE					23	
保育所・認定こども園	母	父		9	問合せ先一覧					24	
児童館・児童センター	母	父		9	市役所(福祉担当課)					24	
放課後児童クラブ	母	父		9	町役場(福祉担当課)					25	
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業	母	父		9	県健康福祉センター・保健所					25	
ファミリー・サポート・センター	母	父		9	児童相談所					26	
トワイライトステイ事業	母	父		10	各種相談機関					26	
ショートステイ事業	母	父		10	LINE相談					26	
地域子育て支援センター	母	父		10	静岡家庭裁判所					27	
母子生活支援施設	母			10	静岡県弁護士会					27	
公営住宅	母	父	寡	10	税務署					27	
					年金事務所・年金相談センター					28	
就業支援						ひとり親サポートセンター					11
ひとり親サポートセンター	母	父	寡	11	ハローワーク・ハローワークプラザ					11	
ハローワーク・ハローワークプラザ	母	父	寡	11	マザーズハローワーク・マザーズコーナー					11	
マザーズハローワーク・マザーズコーナー	母	父		11	しずおかジョブステーション					11	
しずおかジョブステーション	母	父	寡	11	母子家庭等自立支援給付金					11	
母子家庭等自立支援給付金	母	父		11	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金					12	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	母	父		12	ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業					12	
ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	母	父		12	母子・父子自立支援プログラム					12	
母子・父子自立支援プログラム	母	父		12	職業能力開発施設					12	
職業能力開発施設	母	父	寡	12	JR通勤定期乗車券の割引					13	
JR通勤定期乗車券の割引	母	父		13	公共施設内への売店の設置					13	
公共施設内への売店の設置	母		寡	13	たばこの小売店の許可					13	
たばこの小売店の許可	母		寡	13							

各種相談窓口・制度

1 相談

名称		内容	問合せ先・窓口
総合相談	ひとり親サポートセンター	生活相談の他、就業相談（無料職業紹介）資格取得のための講座、就業支援セミナー、県内を巡回しての相談会、養育費相談（無料法律相談）を行っています。 詳細は P21	ひとり親サポートセンター（本所） 054-254-1191
	母子・父子自立支援員	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が抱えている様々な悩みごとの相談に応じます。	市福祉担当課 P24 県健康福祉センター（賀茂・熱海・東部・中部・西部） P25
	民生委員・児童委員主任児童委員 母子父子福祉協力員	地域で身近な相談相手となってくれる方々です。母子・父子自立支援員や福祉事務所、児童相談所と協力し相談に応じます。	市福祉担当課 P24 町福祉担当課 P25
	静岡県ひとり親あしん LINE	就労、養育費、子育てのことなど、LINE で気軽に相談できます。社会福祉士や臨床心理士等の資格を持った相談員が対応します。 火・木・金・土曜日 18時～22時（年末年始除く） 詳細は P23、26	県子ども家庭課 054-221-2365
	生活困窮者自立支援相談	生活に困窮している方を対象に、生活、住居や就労相談等に応じます。	自立相談支援機関 P31
子育て相談	児童相談所	こどもの養育やしつけ、非行、不登校、障害など、こどもについての悩み事の相談に応じています。 虐待についての通告や相談も受け付けています。	児童相談所 P26
	家庭児童相談室	各市の福祉事務所に設置され、家庭問題やこどもの問題について相談に応じます。	市福祉担当課 P24
	児童家庭支援センター	子育てに対する不安や心配事のほか、お子さん自身が抱える悩みなどについて、相談員やセラピストが相談に応じます。 ・静岡恵明学園児童家庭支援センター「スマイル」 （三島市谷田 1039-2） ・誠信会児童家庭支援センター「パラソル」 （富士市一色 168-1） ・児童家庭支援センター「はるかぜ」 （焼津市田尻 58）	スマイル 055-983-0555 パラソル 0545-32-8125 はるかぜ 054-656-3456
	子ども・家庭110番	子育てにおける小さな悩みでも気軽に相談できるよう電話相談を開設しています。 月～金曜日 9時～20時 土・日曜日 9時～17時（祝日・年末年始除く）	賀茂：0558-23-4152 東部：055-924-4152 中部：054-273-4152 西部：053-458-4152
	しずおか子ども・家庭相談	子育て、家庭、親子関係、家族のお世話に関する悩みなど、LINE で気軽に相談できます。 相談日：毎日 相談時間：平日 10時～20時 土・日・祝日 12時～20時 詳細は P26	県子ども家庭課 054-221-2307
静岡子ども救急電話相談	受診した方が良いのか、様子を見ても大丈夫なのか、看護師や小児科医が電話でアドバイスします。 相談日：毎日 相談時間：24時間	プッシュ回線 8000 ダイヤル回線、IP 電話 054-247-9910	

名 称		内 容	問合せ先・窓口
子育て相談	思春期健康相談	助産師・保健師の専門相談員や同世代のピアカウンセラーが、思春期の性や健康に関する相談に応じます。 水曜日 13時～17時 土・日曜日 10時～17時	思春期健康相談室 ピアーズポケット 055-952-7530
	保育の総合相談窓口チャイム	不適切保育に係る通報や保育に関する様々な相談に対応する総合窓口を開設しています。 月～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始除く)  県 HP 相談専用フォーム	専用ダイヤル 070-1008-7805
	ふじさんっこ子育てナビ	県内にある子育て関係施設の情報や、支援・相談の窓口、関連サイトをまとめたポータルサイトです。 保育所や託児サービス等の一覧や、支援・助成のご案内、もしものときの相談先など幅広い子育て関連情報を掲載しています。 https://www.fujisancco.pref.shizuoka.jp/	県こども未来課 054-221-3546
教育相談	教育相談八口ー電話“ともしび”	幼児(年長)から高校生年代までの、こどもや保護者からの教育相談(いじめ・不登校・学校生活・非行・子育て・発達等)を受け付けています。匿名で相談できます。 平日 10時～17時(年末年始除く)	東部:055-931-8686 中部:054-289-8686 西部:0537-24-8686
	県総合教育センターの教育相談	幼児(年長)から高校生年代までの不登校や学校生活、家庭生活、こどもの心や発達について、こども、保護者からの面接相談に応じています。 沼津会場 水・金曜日 9時～16時 掛川会場 月～金曜日 9時～17時 (予約制 予約受付 平日 9時～17時(年末年始除く))	受付窓口 0537-24-9738
法律相談	法テラス	借金や離婚などさまざまな法的トラブルを抱えてしまったとき、専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体等を紹介します。 平日 9時～21時 土曜日 9時～17時(祝日除く、年末年始除く)	法テラス・サポートダイヤル 0570-078374
	県民生活センター	民事問題、法律問題など複雑な問題を円滑に解決していくために、弁護士及び司法書士による特別法律相談を行っています。 (予約制)	県民生活センター 賀茂広域消費生活センター P29
	県弁護士会	法律相談を行っています。(30分以内 5,500円(予約制)) 県弁護士会 月～金曜日 10時～12時、13時～16時 沼津支部 月～金曜日 13時～15時30分 浜松支部 月～金曜日 9時45分～12時 月・水・金曜日 13時～17時	静岡県弁護士会 P27 054-252-0008 沼津支部 055-931-1848 浜松支部 053-455-3009
	県司法書士会	無料法律相談を行っています。 電話相談 月～金 14時～16時(予約不要) 面接相談 中部会場:火・金曜日 14時～17時 東部会場:火曜日 同上 西部会場:木曜日 同上 天竜会場:第1水曜日 13時～16時 細江会場:第1水曜日 同上 下田会場:第3金曜日 同上 (予約制 予約受付 月～金曜日 9時～12時、13時～17時間) 女性相談 女性のための女性司法書士による Web 相談 毎月第3水曜日 14時～、15時～、16時～(30分程度) (予約制 予約受付 月～金曜日 9時～12時、13時～17時間)	静岡県司法書士会 電話相談 054-289-3704 面接相談・女性相談 予約問合せ 054-289-3700

名 称		内 容	問合せ先・窓口
家庭裁判所 手続案内	静岡家庭裁判所	家庭内や親族間における問題を解決するために、どのような家庭裁判所の手続があるのか。その手続を利用する場合の申立手続などについて説明、案内します。	静岡家庭裁判所 P27
税務相談	税務署	国の税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいときなどに電話相談センターの相談官が相談に応じます。	税務署 P27 (自動音声案内で「1」を選択)
暴力など被害相談	県警ふれあい相談室	事件事故や犯罪被害に関する相談、要望、意見を受け付けています。 毎日 24 時間	プッシュ回線 9110 一部のIP電話、ひかり電話は不可 ダイヤル回線 054-254-9110
	DV 相談	配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)で悩んでいる方の相談等を行っています。 DV 相談ダイヤル 毎日 9 時～20 時 (祝日・年末年始を除く) DV 相談+ (プラス) 365 日相談を受け付けており、専門の相談員が対応します。 詳しくは右の QR コードからご確認ください。  ・電話相談 24 時間受付 ・メール相談 24 時間受付 (https://soudanplus.jp) ・チャット相談 12 時～22 時 10 カ国語に対応	DV 相談ダイヤル 県女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター) #8008 054-286-9217 DV 相談+ 0120-279-889
女性・男性のための相談	女性のための相談 男性のための相談	生き方のこと、仕事のこと、家族のことなど様々な悩みについて、相談に応じます。 ○女性相談 ・電話相談 月・火・木・金曜日 9 時～16 時 水曜日 14 時～20 時 第 2 土曜日 13 時～18 時 (夏季(8/13～15)・年末年始・祝日除く) ・面接相談 予約制です。まずは電話相談におかけください。 ○男性相談 電話相談 第 1・3 土曜日 13 時～17 時	あざれあ女性相談 054-272-7879 あざれあ男性相談 054-272-7880 県男女共同参画課 054-221-3122
性に関する相談 のあり方に	LGBT 電話相談	性のあり方(性的指向、性自認)に関する悩みや困りごとについて、御本人だけでなく、家族や関係者も相談できます。専門相談員による相談です。 毎月第 1 火曜日、第 3 土曜日 18 時～22 時 LGBT: レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの総称	ふじのくに LGBT 電話相談 0120-279-585 県男女共同参画課 054-221-3363

名称		内 容	問合せ先・窓口
多言語相談	外国人のための 子ども・家庭 110番	児童やその家族に関することについて、多言語コールセンターを介しての3者通話（多言語同時通訳サービス）により、母語等で相談が受けられます。 【月曜日から金曜日】9時～20時 【土曜日・日曜日】9時～17時 （祝日と12/29～1/3の期間を除く。）	多言語対応専用電話番号 092-688-9413 〔相談受付機関〕 静岡県中央児童相談所
	外国人のための DV相談	配偶者等からのDVに関することについて、多言語コールセンターを介しての3者通話（多言語同時通訳サービス）により、母語等で相談が受けられます。 9時～20時 （祝日と12/29～1/3の期間を除く。）	多言語対応専用電話番号 092-687-6013 〔相談受付機関〕 県女性相談支援センター
	外国人のための 相談	在留資格・労働・医療・福祉に関する事など、外国人が生活する上で困っていることを解決するお手伝いをします。 相談時間 10時～16時 ・ポルトガル語、スペイン語：火・金曜日 ・ベトナム語：火・木曜日 ・フィリピン語：月・金曜日 ・中国語：月・水曜日 ・インドネシア語：水・木曜日 ・英語：月・水・木・金曜日	県多文化共生 総合相談センター かめりあ 054-204-2000

2 経済的支援

名称	内容	問合せ先・窓口
児童扶養手当	18歳に達した最初の3月31日までのこどもがいるひとり親家庭等に支給される手当です。(所得制限あり) 詳細はP15、16	市福祉担当課 P24 町福祉担当課 P25
児童手当	中学卒業まで(15歳に達した最初の3月31日まで)のこどもを養育している方に支給される手当です。(所得制限あり) 手当額 3歳未満 月額 15,000円 3歳以上小学校修了前 月額 10,000円 (第3子以降は15,000円) 中学生 月額 10,000円 所得制限限度額以上かつ所得上限限度額未満の世帯 月額 5,000円 児童を養育する方の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当は支給されません。 支払月 6月、10月、2月	市福祉担当課 P24 町福祉担当課 P25 市町によっては担当課が異なる場合があります。
母子父子寡婦福祉資金	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦等を対象に修学資金等を貸し付ける制度です。 貸付けにあたっては事前に審査があります。 対象 ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子又は男子及びその扶養する20歳未満の児童 ・父母のいない20歳未満の児童 ・20歳未満の子を扶養する配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳以上の子 ・配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方 ・子を扶養していない配偶者のない40歳以上の女子 詳細はP17、18	市福祉担当課 P24 町福祉担当課 P25 県健康福祉センター (賀茂・東部・中部・西部) P25
生活福祉資金	所得の低い世帯や障害者、介護が必要な高齢者がいる世帯を対象に福祉資金等を貸し付ける制度です。 詳細はP19、20	市町社会福祉協議会 P30
医療費の助成	ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等の医療費の自己負担分について、公費の補助が受けられる制度です。 対象者 ・20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童 ・両親のいない20歳未満の児童 所得制限 所得税非課税世帯	市福祉担当課 P24 町福祉担当課 P25
	こども医療費助成 こどもの医療費の自己負担分について、公費の補助が受けられる制度です。内容は各市町で異なります	
	自立支援医療(育成医療)の給付 肢体不自由、視覚障害、聴覚障害や内部障害等で外科的な治療を行ったときは、公費の補助が受けられます。	担当課が異なる場合がありますため、お住まいの市町へお問い合わせください
	未熟児養育医療の給付 出生児の体重が2,000g以下、又はからだの発育が未熟なまま生まれた乳児(1歳未満の児)で、入院治療が必要な場合は公費の補助が受けられます。	

名称	内 容	問合せ先・窓口
医療費の助成	<p>小児慢性特定疾病医療費助成 小児慢性特定疾病にかかり、病状が一定基準を満たす場合に、公費の補助が受けられます。</p> <p>対象となる疾病 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患</p>	保健所 P25
教育費の支援	<p>義務教育の就学援助 経済的理由によって小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、費用援助を行います。</p> <p>対象となる費用 学用品費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費等 対象となる費用は、各市町教育委員会にお問い合わせください。</p>	市町教育委員会
	<p>高等学校等の修学支援 高等学校等に在学することの修学のために、世帯の収入等が一定基準を満たす方を対象に支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返済の必要がない奨学給付金の支給 ・教育奨学金の貸付け ・授業料に充てるための就学支援金の支給 	在籍している学校
	<p>高等教育の修学支援新制度 大学・専門学校等で学びたい学生に対し、授業料や入学金を免除又は減額するほか、返還不要の給付型奨学金を支給します。</p> <p>支援内容 ・授業料、入学金の免除又は減額（授業料等減免） ・給付型奨学金の支給</p> <p>対象者 ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯 ・学ぶ意欲がある学生であること</p>	在籍している高校、大学、専門学校等
生活保護	<p>ひとり親家庭就学支援事業 児童扶養手当を受給するひとり親家庭の児童が小学校に入学する際に、ランドセル等の購入費用の一部を助成する制度です。（実施していない自治体もあります。）</p> <p>本人の申請等に基づき、国が定める最低生活費に収入が不足している要保護者に対し、必要な保護費が毎月支給されます。</p>	<p>市福祉担当課 P24 町福祉担当課 P25</p> <p>市町によっては担当課が異なる場合があります。</p> <p>県健康福祉センター (賀茂・東部・中部) P25</p>

名称	内 容	問合せ先・窓口																																
税の軽減	<p>ひとり親又は寡婦の方で、適用要件を満たす方は所得税、住民税の所得控除が受けられます。(1)</p> <p>○ひとり親 下表の要件を満たすと、次の金額を所得から控除できます。 所得税 35 万円 / 住民税 30 万円</p> <p>○寡婦控除(ひとり親に該当する方を除く) 夫と離婚または死別した後、婚姻をしていない方、もしくは夫の生死が明らかでない方のうち、下表のいずれかの要件を満たすと、次の金額を所得から控除できます。 所得税 27 万円 / 住民税 26 万円</p> <p>○住民税の非課税 ひとり親または寡婦控除が適用された方で前年の所得が 135 万円以下の場合は、住民税が非課税になります。</p> <p>適用要件</p> <table border="1" data-bbox="424 689 1166 958"> <thead> <tr> <th>制度名</th> <th>対象者</th> <th>扶養要件</th> <th>所得要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親控除</td> <td>現に婚姻していない・配偶者が生死不明</td> <td>生計を同一にする子がいる(2)</td> <td rowspan="3">合計所得金額が 500 万円以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寡婦控除</td> <td>離婚</td> <td>扶養親族がいる(3)</td> </tr> <tr> <td>死別・夫が生死不明</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 事実上婚姻関係と同様の事情に有ると認める者(住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載)がいる場合には、控除の対象外となる。 (2) 生計を同一にする子は、総所得金額等が 48 万円以下の者に限る。また、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている者を除く。 (3) 合計所得金額 48 万円以下の者に限る。また、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている者を除く。</p>	制度名	対象者	扶養要件	所得要件	ひとり親控除	現に婚姻していない・配偶者が生死不明	生計を同一にする子がいる(2)	合計所得金額が 500 万円以下	寡婦控除	離婚	扶養親族がいる(3)	死別・夫が生死不明		市町税務担当課																			
制度名	対象者	扶養要件	所得要件																															
ひとり親控除	現に婚姻していない・配偶者が生死不明	生計を同一にする子がいる(2)	合計所得金額が 500 万円以下																															
寡婦控除	離婚	扶養親族がいる(3)																																
	死別・夫が生死不明																																	
年金	<p>遺族基礎年金 国民年金や厚生年金保険に加入していた配偶者が亡くなったとき、その配偶者によって生計を維持されていた「子(1)のある配偶者」または「子(1)」に支給されます。 (1) 18 歳(障害のある子は 20 歳)到達年度の末日まで「子のある配偶者」が受け取る遺族基礎年金(令和 6 年度)</p> <table border="1" data-bbox="424 1435 1158 1603"> <thead> <tr> <th>子の人数</th> <th>基本額(2)</th> <th>加算額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子が 1 人</td> <td>816,000 円</td> <td>234,800 円</td> <td>1,050,800 円</td> </tr> <tr> <td>子が 2 人</td> <td>816,000 円</td> <td>469,600 円</td> <td>1,285,600 円</td> </tr> <tr> <td>子が 3 人</td> <td>816,000 円</td> <td>547,900 円</td> <td>1,363,900 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 3 人目以降は、78,300 円ずつ加算されます。 (2) 昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方の基本額は 813,700 円</p> <p>「子」が受け取る遺族基礎年金</p> <table border="1" data-bbox="424 1749 1158 1917"> <thead> <tr> <th>子の人数</th> <th>基本額</th> <th>加算額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子が 1 人</td> <td>816,000 円</td> <td>0 円</td> <td>816,000 円</td> </tr> <tr> <td>子が 2 人</td> <td>816,000 円</td> <td>234,800 円</td> <td>1,050,800 円</td> </tr> <tr> <td>子が 3 人</td> <td>816,000 円</td> <td>313,100 円</td> <td>1,129,100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>遺族厚生年金 厚生年金保険に加入していた配偶者が亡くなったとき、「子のある妻」「子のある 55 歳以上の夫」「子」「子のない妻」「子のない 55 歳以上の夫」「55 歳以上の父母」「孫」または「55 歳以上の祖父母」に対して遺族基礎年金に上乗せして支給されます。</p>	子の人数	基本額(2)	加算額	合 計	子が 1 人	816,000 円	234,800 円	1,050,800 円	子が 2 人	816,000 円	469,600 円	1,285,600 円	子が 3 人	816,000 円	547,900 円	1,363,900 円	子の人数	基本額	加算額	合 計	子が 1 人	816,000 円	0 円	816,000 円	子が 2 人	816,000 円	234,800 円	1,050,800 円	子が 3 人	816,000 円	313,100 円	1,129,100 円	<p>年金事務所 年金相談センター P28</p> <p>年金事務所 年金相談センター P28</p>
子の人数	基本額(2)	加算額	合 計																															
子が 1 人	816,000 円	234,800 円	1,050,800 円																															
子が 2 人	816,000 円	469,600 円	1,285,600 円																															
子が 3 人	816,000 円	547,900 円	1,363,900 円																															
子の人数	基本額	加算額	合 計																															
子が 1 人	816,000 円	0 円	816,000 円																															
子が 2 人	816,000 円	234,800 円	1,050,800 円																															
子が 3 人	816,000 円	313,100 円	1,129,100 円																															

名称	内 容	問合せ先・窓口
年金	<p>離婚時の厚生年金の分割制度 (合意分割) 離婚した当事者の話し合いによる合意や、裁判等により、婚姻期間中の厚生年金の分割割合を定めたときに請求できます。</p> <p>(3号分割) 平成20年4月1日以降の国民年金第3号被保険者期間中の厚生年金のみを分割する場合、相手方の同意を得なくても請求できます。 合意分割、3号分割とも、原則として離婚をした日の翌日から2年を経過すると請求できなくなります。</p>	年金事務所 年金相談センター P28
交通遺児への支援制度	<p>育成資金貸付制度 自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方の子を対象に、生活資金の無利子貸付けを行っています。</p> <p>貸付対象者 父又は母が自動車事故により死亡又は重度の後遺障害を負った、0歳から中学校卒業までの子 貸付申込者 貸付対象者を扶養している保護者 所得制限 所得税非課税世帯等 貸付金額 はじめに一時金 15万5千円 貸付期間中は月2万円又は1万円 希望により小・中学校入学時に入学支度金4万4千円 貸付金利 無利子 貸付期間 貸付決定月から中学校卒業の月まで 返還方法 20年以内の均等分割返済 返還時期 中学校卒業後1年据え置き後、返還開始 ただし、高校・大学等への進学者は、高校・大学等卒業後、6か月据え置き後、返還開始</p> <p>「交通遺児友の会」の運営 交通遺児などの家族同士の交流を深め、健全な育成を図ることを目的としてレクリエーション活動等を実施する「友の会」を運営。上記貸付制度を利用しない方も入会対象となります。</p>	独立行政法人 自動車事故対策機構 静岡支所 054-687-3421
	<p>交通遺児育成基金事業 自動車事故で亡くなられた方の16歳未満の子が、損害保険会社から支払われる損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児等育成基金に払い込んで基金に加入することで、満19歳に達するまで育成給付金の支給を受けることができます。</p> <p>加入資格 父又は母が自動車事故で死亡した、満16歳未満の子 拠出金 損害賠償金等の中から、遺児の加入年齢に応じた金額を、基金に払い込みます。 給付金 加入した月の翌月から満19歳に達した月まで、年齢に応じた月額育成給付金が、3か月ごとにまとめて支給されます。 特 典 遺児が満6歳、満12歳、満15歳に達し、入学や就職をする時に橋本給付金としてお祝い金6万円、満19歳に達して給付が終了する時に完了給付金として3万円が給付されます。</p>	公益財団法人 交通遺児等育成基金 0120-16-3611
	<p>支援給付事業 義務教育終了前の交通遺児等を有する特に生計困窮度の高い家庭へ、生活及び学業のための資金の給付及び緊急時見舞金の給付を行う事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越年資金 毎年末 義務教育終了前の児童1人につき3万円 ・入学支度金 小中学校入学時 児童1人につき6万円 ・進学等支援金 中学校卒業時 児童1人につき6万円 	公益財団法人 交通遺児等育成基金 0120-16-3611

3 子育て・生活支援

名称	内容	問合せ先・窓口
日常生活支援事業	<p>母子家庭や父子家庭、寡婦の方等が家事援助、保育等のサービスを必要とする際に、家庭生活支援員を派遣する制度です。所得に応じた費用負担があります。(実施していない自治体もあります。)</p> <p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立促進に必要な事由又は社会的事由により、一時的にサービスが必要な家庭 ・ひとり親家庭になって間もない家庭 ・乳幼児又は小学校に就学する児童がいて、定期的にサービスが必要な家庭 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児、食事の世話、買い物などの支援 	市福祉担当課 P24 町福祉担当課 P25 県ひとり親福祉連合会 P30
生活向上事業	<p>児童訪問援助員、学習支援ボランティア派遣</p> <p>ひとり親家庭のこどもが気軽に相談できる大学生等の児童訪問援助員(ホームフレンド)や学習支援ボランティアを派遣し、生活や学習を支援します。(実施していない自治体もあります。)</p>	市福祉担当課 P24 町福祉担当課 P25 県ひとり親福祉連合会 P30
	<p>こどもの居場所づくり</p> <p>ひとり親家庭のこども等に対し、学習支援や食事の提供等を行います。(実施していない自治体もあります。)</p>	市福祉担当課 P24 町福祉担当課 P25 県ひとり親福祉連合会 P30
保育所・認定こども園	保護者が就労、病気などで保育が必要な場合に利用できます。ひとり親世帯は所得の状況に応じて保育料が減免される場合があります。	
児童館・児童センター	こどもたちに仲間との遊びの場を提供してくれる施設です。専任の指導員が行事を企画してくれます。	
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を預かり、放課後の遊びや生活の場を提供しています。	市福祉担当課 P24 町福祉担当課 P25
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業	児童扶養手当を受給するひとり親家庭の児童が放課後児童クラブを利用する際に、利用料の軽減措置を行う制度です。(実施していない自治体もあります。)	市町によっては担当課が異なる場合があります。
ファミリー・サポート・センター	<p>地域において、子育ての援助を行いたい人と、援助を受けたい人が会員となって、こどもの預かりや保育施設への送迎等、育児に関する相互援助活動を行っています。</p> <p>実施自治体 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市(菊川市と合同)、藤枝市、御殿場市(小山町と合同)、袋井市(森町と合同)下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、函南町、清水町、長泉町、吉田町</p>	

名称	内 容	問合せ先・窓口
トワイライトステイ事業	<p>保護者が、仕事や通院のため、いつも帰宅が夜の8～9時になってしまう家庭の子どもを保護者が帰宅するまで児童養護施設や母子生活支援施設等で預かります。</p> <p>実施自治体 浜松市、沼津市、富士市</p>	<p>市福祉担当課 P 24 町福祉担当課 P 25</p> <p>市町によっては担当課が異なる場合があります。</p>
ショートステイ事業	<p>保護者が、病気、出産、冠婚葬祭、出張などで、一時的に子どもを養育できないときや、母子が緊急一時的に保護を必要とするときに、児童養護施設や母子生活支援施設等で一時的に生活します。</p> <p>実施自治体 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町、川根本町</p>	
地域子育て支援センター	<p>乳幼児のいる子育て中の親子を対象に、親子の交流促進、子育て相談、子育て支援情報の提供等を行っています。</p>	
母子生活支援施設	<p>18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の問題により子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所する児童福祉施設です。</p>	<p>市福祉担当課 P 24 町福祉担当課 P 25 県健康福祉センター (賀茂・東部・中部・西部) P 25</p>
公営住宅	<p>住宅に困窮する一定の所得以下の方に、安い家賃で貸与する住宅です。</p> <p>県営住宅では、子育て世帯(高校生相当以下のお子さんのいる世帯)、新婚世帯、母子・父子世帯向けの優先入居の制度もあります。</p>	<p>< 県営住宅 > 県住宅供給公社 東部：055-920-2271</p> <p>(東部支所富士出張所) 0545-55-2817</p> <p>中部：054-255-4824</p> <p>西部：053-455-0025</p> <p>< 市町営住宅 > 市町公営住宅担当課</p>

4 就業支援

名称	内容	問合せ先・窓口
ひとり親サポートセンター	ひとり親の就業希望者への無料職業紹介、就職先開拓事業、就職支援講習会、就業支援セミナー等を行っています。 詳細は P21	ひとり親サポートセンター（本所） 054-254-1191
ハローワーク（公共職業安定所） ハローワークプラザ	求職者の希望や能力と適性に合った求人情報を提供し、職業紹介、職業相談を無料で行っています。 また、就職後に職場に適應できるよう、助言、援助を行います。必要な場合は公共職業訓練のあっせんも行います。	ハローワーク ハローワークプラザ等 P28、29
マザーズハローワーク マザーズコーナー	子育てをしながら就職を希望している方を中心として、予約による担当者制の職業相談、保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行います。「キッズコーナー」の設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備しています。	ハローワークプラザ等 P29
しずおかジョブステーション	就職相談、キャリアカウンセリングやセミナー等を行っています。 ホームページ https://jobsta.pref.shizuoka.jp/	しずおかジョブステーション P29
母子家庭等 自立支援給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当支給水準の所得者が就職に役立つ技能や資格の取得のために各種講座を受講した場合や、各種養成機関で修業した場合に給付金を支給する制度です。 ○自立支援教育訓練給付金 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講し、修了した場合に受講料の一部を支給します。 対象講座 「教育訓練給付制度検索システム」で確認できます。 https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku 支給額 受講料の6割（上限20万円下限1万2千円） （看護師等の専門資格を目指す講座を受講する者については、上限160万円（40万円×修業年数）） （雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、その支給額との差額を支給） ○高等職業訓練促進給付金 就職に有利な資格取得のために6月以上養成機関で修業（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）する場合に生活費を支給します。 対象資格 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格等 支給期間 修業期間の全期間（上限4年） 支給額 市町村民税非課税世帯 月額100,000円 （修学期間の最後の1年間は140,000円） 市町村民税課税世帯 月額70,500円 （修学期間の最後の1年間は110,500円） 上記のほか、養成機関で修業を修了した場合、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。 市町村民税非課税世帯 50,000円 市町村民税課税世帯 25,000円	市に居住の方： 市福祉担当課 P24 町に居住の方： 県健康福祉センター （賀茂・東部・中部・西部） P25

名称	内 容	問合せ先・窓口										
ひとり親家庭 高等職業訓練 促進資金	<p>高等職業訓練促進給付金(P11)を活用して養成機関に在学し、看護師等の就職に有利な資格の取得を目指すひとり親または母子・父子自立支援プログラムの策定を受けたひとり親に、資金の貸付けを行います。貸付後、要件に合う就労等を継続した場合は、返還が免除されます。</p> <p>貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学準備金 50万円以内(養成機関入学時) ・就職準備金 20万円以内(養成機関修了かつ資格取得時) ・住宅支援資金 月額4万円以内(上限12か月) 	<p>県社会福祉協議会 P30</p>										
ひとり親家庭 再チャレンジ 高等学校卒業程 度認定試験合格 支援事業	<p>高等学校を卒業していない(中退を含みます。)ひとり親家庭の親又は子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用の一部を支給します。 (実施していない自治体もあります。) 通信制の場合の上限額は、以下の上限額の半額になります。</p> <p>支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講開始時給付金：受講費用の4割(上限20千円、下限4千円) ・受講修了時給付金：受講費用の5割から受講開始時給付金を差し引いた額(開始時給付金と併せて上限25万円、下限4千円) ・合格時給付金：受講費用の1割(開始時給付金、修了時給付金と合わせて上限30万円) 	<p>市に居住の方： 市福祉担当課 P24</p> <p>町に居住の方： 県健康福祉センター (賀茂・東部・中部・西部) P25</p>										
母子・父子自立支援 プログラム	<p>児童扶養手当受給者等に対して、個別に面接・相談等を実施し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定します。また、ハローワーク等と連携しながら、プログラムの実行を支援します。</p>	<p>県子ども家庭課 054-221-2365</p> <p>静岡市子ども家庭課 054-354-2651</p> <p>浜松市子育て支援課 053-457-2792</p>										
職業能力開発施設	<p>求職者の方にさまざまな職業訓練を行っています。</p> <p>訓練期間 概ね2～11か月 受講料 無料(ただし、教材費等が必要) 訓練中の支援 一部のコースを除き、雇用保険基本手当等受給資格者又は母子家庭の母等には、条件が合えば訓練終了まで雇用保険基本手当又は職業訓練手当等が支給されます。</p> <p>施設の概要</p> <table border="1" data-bbox="432 1518 1155 2085"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1518 624 1552">名 称</th> <th data-bbox="624 1518 1155 1552">訓 練 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 1552 624 1675">県立工科短期 大学校(静岡キ ャンパス)</td> <td data-bbox="624 1552 1155 1675">オフィスPC科(初級・中級)、会計事務科、医療事務科、介護職員初任者研修科等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1675 624 1798">県立工科短期 大学校(沼津キ ャンパス)</td> <td data-bbox="624 1675 1155 1798">PCビジネス科、経理事務科、医療・調剤事務科、介護職員初任者研修科、溶接科、電気工事科等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1798 624 1933">県立浜松技術 専門学校(浜松テ クノカレッジ)</td> <td data-bbox="624 1798 1155 1933">オフィス・PC科、オフィス・CAD科、医療事務科、大型自動車一種運転業務従事者育成科、機械・溶接加工科、電気工事科、造園科等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1933 624 2085">静岡職業能力 開発促進セン ター(ポリテク センター静岡)</td> <td data-bbox="624 1933 1155 2085">CAD・NC加工科、機械設計製図科、電気設備技術科、IoTシステムエンジニア科、住環境コーディネート科等</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	訓 練 科 目	県立工科短期 大学校(静岡キ ャンパス)	オフィスPC科(初級・中級)、会計事務科、医療事務科、介護職員初任者研修科等	県立工科短期 大学校(沼津キ ャンパス)	PCビジネス科、経理事務科、医療・調剤事務科、介護職員初任者研修科、溶接科、電気工事科等	県立浜松技術 専門学校(浜松テ クノカレッジ)	オフィス・PC科、オフィス・CAD科、医療事務科、大型自動車一種運転業務従事者育成科、機械・溶接加工科、電気工事科、造園科等	静岡職業能力 開発促進セン ター(ポリテク センター静岡)	CAD・NC加工科、機械設計製図科、電気設備技術科、IoTシステムエンジニア科、住環境コーディネート科等	<p>職業能力開発施設 P29</p>
名 称	訓 練 科 目											
県立工科短期 大学校(静岡キ ャンパス)	オフィスPC科(初級・中級)、会計事務科、医療事務科、介護職員初任者研修科等											
県立工科短期 大学校(沼津キ ャンパス)	PCビジネス科、経理事務科、医療・調剤事務科、介護職員初任者研修科、溶接科、電気工事科等											
県立浜松技術 専門学校(浜松テ クノカレッジ)	オフィス・PC科、オフィス・CAD科、医療事務科、大型自動車一種運転業務従事者育成科、機械・溶接加工科、電気工事科、造園科等											
静岡職業能力 開発促進セン ター(ポリテク センター静岡)	CAD・NC加工科、機械設計製図科、電気設備技術科、IoTシステムエンジニア科、住環境コーディネート科等											

名称	内 容	問合せ先・窓口
J R 通勤定期乗車券の割引	児童扶養手当又は生活保護受給世帯の方が、J R 各社を利用する場合は、通勤定期乗車券を 3 割引で購入できます。	市福祉担当課 P 24 町福祉担当課 P 25
公共施設内への売店の設置	母子家庭の母や寡婦又は母子・父子福祉団体が、公共施設内に売店などを設置する場合、可能な限り優遇されます。	公共施設を設置・管理する国や地方公共団体
たばこの小売店の許可	母子家庭の母や寡婦が製造たばこ小売販売業の許可を受けた場合は、許可基準緩和の特例が受けられます。	東海財務局 理財部 理財課 052-951-2546 日本たばこ産業(株) 愛知支社 許可担当 052-350-3164

児童扶養手当

18歳に達した最初の3月31日まで（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のこどもがいるひとり親家庭に支給される手当です。

1 支給要件

次のいずれかの状態にある児童を監護している父、母又は養育者に支給されます。

- 父母が離婚した児童
- 父又は母が死亡した児童
- 父又は母の生死が明らかでない児童
- 父又は母が重度の障害を有する児童
- 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- 父又は母がDV保護命令を受けた児童
- 婚姻によらないで生まれた児童

ただし、次のいずれかに該当するときは支給されません。

- 父又は母が婚姻したとき（事実上の婚姻関係になったときを含む）
- 児童が里親に委託されたり、児童養護施設等に入所したりしているとき
- 父、母、養育者又は児童が国内に住所を有しないとき
- 母子家庭の場合、児童が父と生計を同じくしているとき、あるいは母の配偶者に養育されているとき（重度の障害を有する父を除く）
- 父子家庭の場合、児童が母と生計を同じくしているとき、あるいは父の配偶者に養育されているとき（重度の障害を有する母を除く）

2 手当額

対象児童数	全部支給のとき
1人目	45,500円
2人目～	10,750円/人 加算

注1) 一部支給は所得により10円単位で減額されます。

注2) 所得により手当が停止されることがあります。

注3) 令和6年10月分までは、3人目以降の加算額は6,450円/人となります。

3 所得制限限度額（令和6年11月分から）

前年の給与所得控除後の額が下記の額以上の方は、手当の一部または全部が支給停止になります。所得額の計算には一定の控除がありますので、市町窓口にお問い合わせください。

税法上の扶養親族の数	受給資格者本人		孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者
	全部支給 所得制限限度額	一部支給 所得制限限度額	所得制限限度額
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円

注1) 上記の所得制限限度額は、いずれも所得ベースによるもの。

注2) 令和6年10月分までは、所得制限限度額が上記額と異なります。

4 申請手続

- ・申請者本人が、認定請求書に必要な書類を添えてお住まいの市町の窓口で申請してください。
- ・審査の結果、認定されれば申請の翌月分からは支給されます。(1、3、5、7、9、11月にそれぞれ前月までの2か月分が支給されます。)
- ・添付書類については、支給要件により異なりますので、詳しくは市町の窓口にお問い合わせください。

5 手当の支給開始から5年等を経過した場合の一部支給停止

- ・母又は父に対する手当は、支給開始から5年(認定請求した日に満3歳未満の児童を監護している受給資格者については、児童が3歳になった月から5年)又は支給要件に該当した月から7年を経過したときのいずれか早い月から、手当の一部が支給停止されることとなっています。
- ・ただし、就労している方、求職活動中(求職活動支援機関等での証明が2回以上必要)の方、自立に向けた職業訓練中の方、あるいは障害や疾病などにより就労できない正当な理由がある方などは、証明する書類を添えて「一部支給停止適用除外事由届出書」を提出することにより、次の現況届時まで従来どおり支給を受けることができます。

6 手当を受けている方の届出

- ・支給中は次のような届出が必要です。
- ・届出が遅れたり、提出しなかったりすると、支給が遅れたり、受けられなくなったり、返還していただくこととなりますので、必ず本人が提出してください。

現況届	受給資格者全員が、毎年8月1日から8月31日までの間に必要な書類とともに提出します。この届を提出しないと、その年の11月分以降の手当の支給を受けることができなくなります。また、2年間現況届を提出しないでいると、時効により受給資格がなくなります。
所得状況届	7月から9月までに認定請求をされる方が、その年の10月31日までの間に必要な書類とともに提出します。この届出を提出しないと、その年の11月分以降の手当の支給を受けることができなくなります。
額改定届 ・請求書	対象児童に増減があったとき
資格喪失届	婚姻、事実婚等により受給資格がなくなったとき
一部支給停止 適用除外 事由届出書	支給開始から5年又は資格要件に該当した月から7年を経過するとき以降の現況届時に関係書類とともに提出します。
公的年金 給付等 受給状況届	障害年金等の公的年金給付の受給ができるようになったとき
その他の 届出	住所、氏名、銀行口座を変更したとき、受給者が死亡したとき、所得制限限度額以上の扶養義務者と生計同一になったとき、又は別居したときなど

7 公的年金との差額支給

- ・受給資格者やこどもが公的年金等を受給しているときは、その月額が児童扶養手当の月額より低い場合に限り、差額分を受給できます。
- ・「公的年金等」とは、国民年金法や厚生年金保険法などによる老齢年金、遺族年金、障害年金、労働者災害補償保険法による労災年金などの公的年金、労働基準法による遺族補償などです。

8 その他

- ・「1 支給要件」の ただし書きの条件に該当したときは、受給資格がなくなります。
- ・事実婚が疑われる場合などに、支給要件該当の有無を調査するため、やむを得ずプライバシーに立ち入った調査や質問をさせていただくことがあります。
- ・児童扶養手当法第35条により、偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。

据置期間	償還期間	利率	違約金
修学を終了後 6 か月を経過するまで	据置期間経過後 20 年以内 (専修学校「一般課程」5 年以内)	無利子	延滞元利金額につき三・〇パーセント
修学を終了後 6 か月を経過するまで 又は修業を終了後 6 か月を経過する まで	据置期間経過後 20 年以内(修学) 据置期間経過後 5 年以内(専修学校 「一般課程」及び修業施設)		
技能知識を習得する期間が満了後 1 年 を経過するまで	据置期間経過後 20 年以内	連帯保証人 有...無利子 無...年 1.0%	
技能知識を習得する期間が満了後 1 年 を経過するまで	据置期間経過後 20 年以内	無利子	
貸付けの日から 1 年間	据置期間経過後 6 年以内	無利子 1	
医療や介護を受ける期間が満了後 6 か月を経過するまで	据置期間経過後 5 年以内	連帯保証人 有...無利子 無...年 1.0%	
技能知識を習得する期間が満了後 6 か月を経過するまで	据置期間経過後 20 年以内		
医療又は介護を受ける期間若しくは失業貸付期間 が満了後 6 か月を経過するまで	据置期間経過後 5 年以内		
生活安定期間が満了後 6 か月を経過するまで	据置期間経過後 8 年以内		
貸付後 6 か月を経過するまで	据置期間経過後 5 年以内		
貸付後 6 か月を経過するまで	据置期間経過後 10 年以内		
貸付けの日から 6 か月	据置期間経過後 7 年以内		
貸付けの日から 6 か月	据置期間経過後 3 年以内		
貸付けの日から 1 年間	据置期間経過後 7 年以内		
貸付けの日から 6 か月	据置期間経過後 7 年以内		
貸付けの日から 6 か月	据置期間経過後 5 年以内		

1 配偶者のない女子又は男子の扶養する児童にかかるものに限る。それ以外の場合は、連帯保証人 有...無利子 無...年 1.0 %

参考)生活福祉資金

資金の種類		貸付対象	貸付の内容
総合支援資金	生活支援費	生計中心者の失業などによって生計維持が困難となった世帯で、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費など必要な費用を貸し付けることにより自立が見込まれる世帯であって、次のすべての要件に当てはまる世帯	生活再建するまでの間に必要な生活費用 毎月の生活費、家賃(住居確保給付金受給期間中は除く)
	住宅入居費	ア 生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けている、または受けることに同意していること イ 低所得者世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮していること	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用(以下、例) 敷金・礼金等、入居の際の初期費用(賃料、共益費、管理費)、不動産仲介手数料、火災保険料、入居保証料
	一時生活再建費	ウ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等、他の公的給付や公的貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと エ 現に住宅を有している、または住居確保給付金の申請を行い住居の確保が確実に見込まれること オ 本貸付及び関係機関の支援を受けることにより、自立した生活を営めることが見込まれること	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用(以下、例) 新たな就業のための支度費、技能習得費等(就職先が内定している場合に限る) 高家賃のため、転居する場合の転居費用、家具什器費等(住居確保給付金が決定しているとき) 公共料金等滞納分の支払に必要な経費
福祉資金	福祉費	低所得世帯、障害者世帯又は介護を必要とする高齢者世帯	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用 (1)生業を営むために必要な経費 (2)技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 (3)住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 (4)福祉用具等の購入に必要な経費 (5)障害者用自動車の購入に必要な経費 (6)中国残留邦人等にかかる国民健康保険料の追納に必要な経費 (7)負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 (8)介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 (9)災害を受けたことにより臨時に必要な経費 (10)冠婚葬祭に必要な経費 (11)住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 (12)就職、技能習得等の支度に必要な経費 (13)その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金		次の理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ア 医療費を支払ったことにより臨時の生活費が必要なとき イ 被災、解雇等により生活費が必要なとき ウ 公共料金の滞納で、日常生活に支障が出るとき エ 法に基づく支援や実施機関及び関係機関から継続的な支援を受けるため経費が必要なとき オ その他これらと同様のやむを得ない事由によるとき
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯	高等学校、大学又は高等専門学校への就学に際し必要な経費(授業料・施設設備費等)
	就学支度費		高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費(入学金・制服代等)
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯であって、次のいずれにも該当する世帯(略)	当該不動産を担保とした生活費
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯であって、次のいずれにも該当する世帯(略)	当該不動産を担保とした生活費

臨時特例つなぎ資金貸付制度

資金の種類	貸付対象	貸付の内容
臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者であって、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する者 (1) 離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等開始までの生活に困窮している者 (2) 借入申込者の名義の金融機関の口座を有している者	公的給付金又は公的貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費 (例) 公的給付...失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護等 公的貸付...生活福祉資金(総合支援資金)等

貸付限度額	据置期間・償還期限	連帯保証人	貸付利率	他施策との関係
二人以上世帯...月額 20 万円 単身世帯...月額 15 万円 貸付期間（貸付金を交付する期間） は 12 月	【据置期間】 最終貸付日から 3 月以内 【償還期限】 据置期間経過後 10 年以内	原則として 1 人 必要	連帯保証人を立てる場 合は無利子 連帯保証人を立てない 場合は年 1.5%（据置 期間経過後）	失業等給付、職業 訓練受講給付金、 生活保護、年金等 の公的給付を受け ている者は、貸付 対象とならない
40 万円	【据置期間】 貸付日（生活支援費と あわせて貸付けている場合 には、生活支援費の最終貸 付日）から 3 月以内			
60 万円	【償還期限】 据置期間経過後 10 年以内			
580 万円（資金目的別に応じた貸付 上限額の目安は以下のとおり）	【据置期間】 貸付日（分割による貸付 の場合は最終貸付日）から 6 月以内	原則として 1 人 必要	連帯保証人を立てる場 合は無利子 連帯保証人を立てない 場合は年 1.5%（据置 期間経過後）	被保護者に対して も、世帯の自立、 更正の促進のため に必要と認められ る場合は、貸付可 能（資金は原則と して、収入認定除 外となる） 母子父子寡婦福祉 資金、その他の公 的資金の貸付を受 けている者に対し ても、これらの資 金で必要な費用を 賄えないと認めら れるときは、貸付 対象
460 万円	【償還期限】 据置期間経過後 20 年以内 （貸付内容により異なる）			
130 万円（技能習得期間 6 月程度）				
220 万円（同 1 年程度）、400 万円（同 2 年程度）、580 万円（同 3 年程度）				
250 万円				
170 万円				
250 万円				
513.6 万円				
170 万円（療養期間 1 年）				
230 万円（1 年～1 年 6 月）				
170 万円（サービスを受ける期間 1 年）、 230 万円（1 年～1 年 6 月）				
150 万円				
50 万円				
50 万円				
50 万円				
50 万円				
10 万円	【据置期間】 貸付日から 2 月以内 【償還期限】 据置期間経過後 12 月以内	不要	無利子	
ア 高等学校 月額 3.5 万円 イ 高等専門学校 月額 6 万円 ウ 短期大学（専門職短期大学含む） 月額 6 万円 エ 大学（専門職大学含む）月額 6.5 万円	【据置期間】 卒業後 6 月以内 【償還期限】 据置期間経過後 10 年以内	原則として 1 人 必要	無利子	借受人が未成年の 場合は連帯借受人 及び法定代理人が 必要
50 万円				
土地の評価額の約 7 割 毎月の貸付額...月額 30 万円	【据置期間】 契約終了後 3 月以内 【償還期限】 据置期間終了時	推定相続人の中 から 1 人	年 3%又は当該年度 4/1 時点の銀行の長 期プライムレートの いずれか低い方	
土地及び建物の評価額の約 7 割 毎月の貸付額...保護の実施機関が 定めた貸付基本額		不要		

貸付限度額	据置期間・償還期限	連帯保証人	貸付利率	備 考
10 万円	【据置期間】 無し 【償還期限】 当該給付金等の給付を受け たとき、若しくは申請を却下 されたときから 1 月以内	不要	無利子	

ひとり親サポートセンター

母子家庭、父子家庭、寡婦の就業による自立促進と生活の安定を図ることを目的に、静岡県、静岡市、浜松市が公益社団法人静岡県ひとり親福祉連合会に委託して運営しています。

就業相談から技能講習、就業情報の提供等の支援を行うとともに、生活相談や養育費の取り決めなどの専門的な相談、その他さまざまな相談に応じます。ひとり親家庭の総合相談窓口として、お気軽にご利用ください。

ホームページ <http://www.shizuboshi.jp/>
「ぼしず@ほーむ」で検索できます



所在地

- 本所** 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館（シズウエル）4階
・054-254-1191 FAX 054-254-0056
- 東部支所** 沼津市大手町 1-1-3 沼津産業ビル 2階
静岡県東部県民生活センター内
・FAX 055-951-8255
- 中部支所** 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 3階
静岡県中部県民生活センター内
・FAX 054-284-0008
- 西部支所** 浜松市中央区中央一丁目 12-1 静岡県浜松総合庁舎 1階
・FAX 053-452-7107

相談時間 月～金 9:00～17:00（土・日・祝日年末年始は休み）
ただし、本所のみ第1・第3土曜日も開所
（第3土曜日 父子家庭相談）



令和6年度事業概要

項目	内容
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> 出張個別相談会...弁護士や行政職員等も同席して実施します（無料） 実施地区：静岡市、浜松市、沼津市、富士市、湖西市、伊豆の国市、吉田町 実施時期：8月～12月（詳しくはホームページ等をご覧ください） 就業支援セミナー 実施時期：10月～12月（詳しくはホームページをご覧ください）
就業相談	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークと同様に、ひとり親の就業希望者への無料職業紹介、就業支援講習会の紹介等を行います。
就職先開拓事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域の企業に対し、ひとり親家庭に対する理解と協力を求めるとともに、求人開拓活動を行います。
就業支援講習会	<ul style="list-style-type: none"> 就業に際して必要な技能、資格を習得するための講習会を開催します。 令和6年度：登録販売者講習、パソコン講習 詳しくはホームページをご覧ください
養育費等相談	<ul style="list-style-type: none"> 養育費の支払条件に対するアドバイスや、親子交流についての支援を相談員が行います。 無料弁護士相談...奇数月の第3水曜（東部支所）、奇数月の第2水曜（中部支所）（予約制） 奇数月の第4水曜（西部支所）、6・10・12月の第3土曜（本所）にて開催

公益社団法人静岡県ひとり親福祉連合会

公益社団法人静岡県ひとり親福祉連合会は、昭和26年に母子家庭や寡婦の方がお互いに助け合うために作られた会です。現在は、6市町が集まって組織されており、ひとり親家庭や寡婦の方が安心して暮らしていけるように活動しています。

会員になると、年1回発行されている広報誌「ははこぐさ」が配布され、各地域で実施されている行事等に参加することが出来ます。年会費は1,200円です。申し込みは、各市町のひとり親福祉会または静岡県ひとり親福祉連合会へ。

(ホームページ <http://shizubon.boshizun.com>)



＼ 令和6年度 ＼ 静岡県ひとり親会 「しずBON」 会員募集

ひとり親家庭の生活向上と幸せを目的とした会です

令和6年度 行事予定

- 7月 交流会 (藤枝市・伊豆の国市)
- 9月 県福祉大会・日本平ローブウェイ・久能山東照宮
- 11月 県下一斉バス旅行「東京ディズニーシー」
・・・他、フードパントリーなど



入会(更新) 手続きのご案内

加入条件: 静岡県内にお住いのひとり親と寡婦の方

申込方法: ①右下のQRコードよりLINEを友だち追加

②LINEのメニューボタンより会員登録

③LINEのトークより登録したことを連絡

④下記振込先に年会費を振込み登録完了

入会金: 300円 年会費: 1200円

振込先: スルガ銀行 静岡支店 普通 636470
シャ.シズオカケンヒトリオヤフクシレンゴウカイ
リジチョウセリザワユキエ



お問い合わせはお電話またはLINEより
(公社) 静岡県ひとり親福祉連合会

☎ 054-254-5220



ひとり親の方・子どもがいて離婚を考えている方

静岡県ひとり親 あんしんLINE

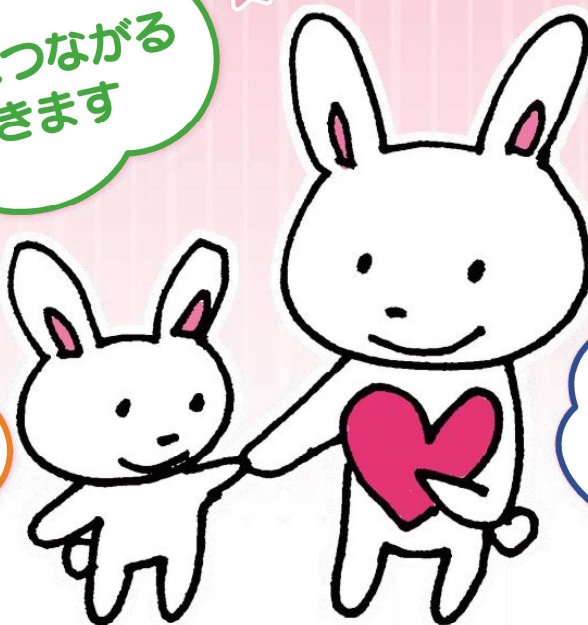


お悩み解決につながる
情報が届きます

匿名OK

資格を持った
相談員が対応します

秘密は必ず
守ります



毎週ひとり親向けの情報がLINEで届きます

- 給付金や、条件達成で返還免除となる貸付などのご案内
- 食料品無料配布や無料弁護士相談会などのお知らせ
- 就職転職に役立つ資格取得に関する支援制度や講習会のご案内

LINEのチャット形式で気軽に相談できます

就労・養育費・子育てのことなど、ひとりで悩まないでご相談ください
社会福祉士や臨床心理士等の資格を持った相談員が対応します

受付時間 火・木・金・土曜日 18時から22時まで

QRコードから
友だち追加



※QRコードは
(株)デンソーウェブの
登録商標です。

名前を名のらずに相談できます。相談の秘密は必ず守りますので、安心して相談してください。
あなたの希望や同意がない限り、相談内容やあなたの情報を誰かに伝えたり、外部に公開
したりすることはありません。ただし、あなたの身体や命に危険があると判断した時は関
係機関と連携して、あなたの安全を確保する場合があります。

問合せ先一覧 市役所（福祉担当課）

名称	郵便番号	所在地	
静岡市葵福祉事務所 （子育て支援課）	420-8602	静岡市葵区追手町 5-1	054-221-1093
静岡市駿河福祉事務所 （子育て支援課）	422-8550	静岡市駿河区南八幡町 10-40	054-202-5815
静岡市清水福祉事務所 （子育て支援課）	424-8701	静岡市清水区旭町 6-8	054-354-2120
静岡市清水福祉事務所 （蒲原出張所 福祉係）	421-3211	静岡市清水区蒲原新田 1-21-1	054-385-7790
浜松市中央福祉事業所 （児童家庭課）	430-8652	浜松市中央区元城町 103-2 （中央区役所内）	053-457-2035
浜松市中央福祉事業所 （（東）児童家庭担当）	435-8686	浜松市中央区流通元町 20-3 （東行政センター内）	053-424-0175
浜松市中央福祉事業所 （（西）児童家庭担当）	431-0193	浜松市中央区雄踏 1-31-1 （西行政センター内）	053-597-1157
浜松市中央福祉事業所 （（南）児童家庭担当）	430-0897	浜松市中央区江之島町 600-1 （南行政センター内）	053-425-1463
浜松市浜名福祉事業所 （社会福祉課）	434-8550	浜松市浜名区貴布祢 3000 （浜名区役所内）	053-585-1121
浜松市浜名福祉事業所 （（北）社会福祉課）	431-1395	浜松市浜名区細江町気賀 305 （北行政センター内）	053-523-2893
浜松市天竜福祉事業所 （社会福祉課）	431-3392	浜松市天竜区二俣町二俣 481 （天竜区役所内）	053-922-0023
沼津市（こども未来創造課）	410-8601	沼津市御幸町 16-1	055-934-4827
熱海市（子育て支援室）	413-8550	熱海市中央町 1-1	0557-86-6352
三島市（こども未来課）	411-8666	三島市北田町 4-47	055-983-2712
富士宮市（こども未来課）	418-8601	富士宮市弓沢町 150	0544-22-1146
伊東市（子育て支援課）	414-8555	伊東市大原 2-1-1	0557-32-1581
島田市（子育て応援課）	427-8501	島田市中央町 1-1	0547-36-7159
富士市（子育て給付課）	417-8601	富士市永田町 1-100	0545-55-2738
磐田市（こども未来課）	438-0077	磐田市国府台 57-7	0538-37-4896
焼津市（子育て支援課）	425-8502	焼津市本町 2 丁目 16-32	054-626-1137
掛川市（こども政策課）	436-8650	掛川市長谷 1-1-1	0537-21-1144
藤枝市（こども・若者支援課）	426-8722	藤枝市岡出山 1-11-1	054-643-3241
御殿場市（子育て支援課）	412-8601	御殿場市萩原 483	0550-82-4124
袋井市（しあわせ推進課）	437-8666	袋井市新屋 1-1-1	0538-44-3184
下田市（福祉事務所）	415-8501	下田市東本郷 1-5-18	0558-22-2216
裾野市（総合福祉課）	410-1192	裾野市佐野 1059	055-995-1841
湖西市（こども政策課）	431-0492	湖西市吉美 3268	053-576-1813
伊豆市（子育て支援課）	410-2413	伊豆市小立野 38-2	0558-72-9864
御前崎市（こども未来課）	437-1692	御前崎市池新田 5585	0537-85-1120
菊川市（子育て応援課）	439-0019	菊川市半済 1865	0537-35-0914
伊豆の国市（こども家庭センター）	410-2396	伊豆の国市田京 299-6	0558-76-8008
牧之原市（子ども子育て課）	421-0422	牧之原市静波 991-1	0548-23-0071

町役場（福祉担当課）

名 称	郵便番号	所 在 地	
賀茂郡			
東伊豆町（住民福祉課）	413-0411	東伊豆町稲取 3354	0557-95-6204
河津町（福祉介護課）	413-0595	河津町田中 212-2	0558-36-3232
南伊豆町（福祉介護課）	415-0392	南伊豆町下賀茂 315-1	0558-62-6233
松崎町（健康福祉課）	410-3696	松崎町宮内 301-1	0558-42-3966
西伊豆町（健康福祉課）	410-3514	西伊豆町仁科 401-1	0558-52-1961
田方郡			
函南町（子育て支援課）	419-0192	函南町平井 717-13	055-979-8133
駿東郡			
清水町（こども未来課）	411-8650	清水町堂庭 210-1	055-981-8215
長泉町（こども未来課）	411-8668	長泉町中土狩 828	055-989-5573
小山町（こども未来課）	410-1395	小山町藤曲 57-2	0550-76-6126
榛原郡			
吉田町（こども未来課）	421-0395	吉田町住吉 87	0548-33-2153
川根本町（健康福祉課）	428-0313	川根本町上長尾 627	0547-56-2224
周智郡			
森町（健康こども課）	437-0215	森町森 50-1	0538-86-6330

県健康福祉センター・保健所

名 称	所 在 地	
賀茂健康福祉センター 賀茂保健所	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2055
熱海健康福祉センター 熱海保健所	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	0557-82-9120
東部健康福祉センター 東部保健所	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	055-920-2080
〃 修善寺支所	〒410-2413 伊豆市小立野 66-1	0558-72-2310
御殿場健康福祉センター 御殿場保健所	〒412-0039 御殿場市竈（かまど）1113	0550-82-1222
富士健康福祉センター 富士保健所	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2639
中部健康福祉センター 中部保健所	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9276
〃 榛原分庁舎	〒421-0422 牧之原市静波 447-1	0548-22-1151
西部健康福祉センター 西部保健所	〒438-8622 磐田市見付 3599-4	0538-37-2531
〃 掛川支所	〒436-0073 掛川市金城 93	0537-22-3263
〃 浜名分庁舎	〒431-0442 湖西市古見 1044 湖西市健康 福祉センター「おぼと」内	053-401-0155
静岡市保健所	〒420-0846 静岡市葵区城東町 24-1	054-249-3170
浜松市保健所	〒432-8550 浜松市中央区鴨江 2-11-2	053-453-6111



児童相談所

名称	所在地	
静岡県賀茂児童相談所	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2038 (虐待専用 0558-27-4199)
静岡県東部児童相談所	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	055-920-2085 (虐待専用 055-922-4199)
静岡県富士児童相談所	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2141 (虐待専用 0545-62-4199)
静岡県中央児童相談所	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-646-3570 (虐待専用 054-644-4199)
静岡県西部児童相談所	〒438-8622 磐田市見付 3599-4	0538-37-2810 (虐待専用 0538-33-4199)
静岡市児童相談所	〒420-0947 静岡市葵区堤町 914-417	054-275-2871
浜松市児童相談所	〒430-0929 浜松市中央区中央 1-12-1	053-457-2703 (虐待専用 053-457-2190)

各種相談機関

名称	所在地	
静岡県女性相談支援センター	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9217
静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ	〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 2階	054-204-2000
静岡県中西部発達障害者支援センター「COCO(ココ)」	〒427-0023 島田市大川町 10-1 エフビル 3階	0547-39-3600
静岡県東部発達障害者支援センター「アスタ」	〒410-0802 沼津市上土町 3番地 沼津トラストビル 2階	055-957-9090
静岡市発達障害者支援センター「きらり」	〒422-8006 静岡市駿河区曲金 5-3-30 静岡医療福祉センター4階	054-285-1124
浜松市発達相談支援センター「ルピロ」	〒430-0933 浜松市中央区鍛冶町 100-1 ザザシティ浜松中央館 5階	053-459-2721
静岡県精神保健福祉センター	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9245
静岡市こころの健康センター	〒420-0821 静岡市葵区柚木 1014	054-262-3011
浜松市精神保健福祉センター	〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目 12-1	053-457-2709

LINE相談

名称	登録方法
静岡県ひとり親あんしん LINE	<ul style="list-style-type: none"> ・LINE アプリへ「友だち検索」のID検索画面で、「sz_hitorioya2」で検索して追加 ・スマートフォンやタブレット等で、右のQRコードを読み取って追加 
しずおか子ども・家庭相談	<p>スマートフォンやタブレット等で、右のQRコードを読み取って「しずおか子ども・家庭相談」を友だち追加してください。</p> 

静岡家庭裁判所

名 称	所 在 地	
静岡家庭裁判所	静岡市葵区城内町 1-20	054-273-8768
沼津支部	沼津市御幸町 21-1	055-931-6044
富士支部	富士市中央町 2-7-1	0545-52-0386
下田支部	下田市 4-7-34	0558-22-0161
浜松支部	浜松市中央区中央 1-12-5	053-453-7158
掛川支部	掛川市亀の甲 2-16-1	0537-88-0467
熱海出張所	熱海市春日町 3-14	0557-81-2989
島田出張所	島田市中溝 4-11-10	0547-37-1630

静岡県弁護士会

名 称	所 在 地	
静岡県弁護士会 静岡支部	静岡市葵区追手町 10-80 地方裁判所本庁構内	054-252-0008
沼津支部	沼津市御幸町 24-6 静岡県東部法律会館内	055-931-1848
浜松支部	浜松市中央区中央一丁目 9-1 静岡県西部法律会館内	053-455-3009

税務署

名 称	所 在 地	
下田税務署	〒415-8515 下田市六丁目 3-26	0558-22-0185
熱海税務署	〒413-8502 熱海市上宿町 14-15	0557-81-3515
三島税務署	〒411-8551 三島市文教町 1 丁目 4-33	055-987-6711
沼津税務署	〒410-8686 沼津市米山町 3-30	055-922-1560
富士税務署	〒416-8650 富士市本市場 297-1	0545-61-2460
清水税務署	〒424-8751 静岡市清水区松原町 2 番 15 号 清水合同庁舎	054-355-2360
静岡税務署	〒420-8606 静岡市葵区追手町 10-88	054-252-8111
藤枝税務署	〒426-8711 藤枝市青木 2 丁目 36-17	054-641-0680
島田税務署	〒427-8601 島田市扇町 2-2	0547-37-3121
掛川税務署	〒436-8652 掛川市緑ヶ丘 2 丁目 11-4	0537-22-5141
磐田税務署	〒438-8711 磐田市中泉 112-4	0538-32-6111
浜松東税務署	〒430-8667 浜松市中央区砂山町 1183	053-458-1111
浜松西税務署	〒430-8585 浜松市中央区中央 1 丁目 12-4 浜松合同庁舎	053-555-7111

年金事務所・年金相談センター

名称	所在地	
三島年金事務所	〒411-8660 三島市寿町 9-44	055-973-1166
沼津年金事務所	〒410-0032 沼津市日の出町 1-40	055-921-2201
街角の年金相談センター沼津	〒410-0801 沼津市大手町 3-8-23 ニッセイスタービル 4 階	055-954-1321
富士年金事務所	〒416-8654 富士市横割 3-5-33	0545-61-1900
清水年金事務所	〒424-8691 静岡市清水区巴町 4-1	054-353-2233
静岡年金事務所	〒422-8668 静岡市駿河区中田 2-7-5	054-203-3707
街角の年金相談センター静岡	〒422-8067 静岡市駿河区南町 18-1 サウスポート静岡ビル 2 階	054-288-1611
島田年金事務所	〒427-8666 島田市柳町 1-1	0547-36-2211
掛川年金事務所	〒436-8653 掛川市久保 1-19-8	0537-21-5524
浜松東年金事務所	〒435-0013 浜松市中央区天龍川町 188	053-421-0192
街角の年金相談センター浜松 (オフィス)	〒435-0044 浜松市中央区西塚町 200 サーラプラザ浜松 5 階	053-465-2360
浜松西年金事務所	〒432-8015 浜松市中央区高町 302-1	053-456-8511
電話による年金相談 年金相談の予約申込	ねんきんダイヤル 0570-05-1165 050 から始まる電話からは、03-6700-1165 へ 予約の申し込みは、「予約受付専用電話」 0570-05-4890 050 から始まる電話からは、03-6631-7521 へ	

年金事務所・年金相談センターは、原則として予約制です。

ハローワーク(公共職業安定所)

名称	所在地	
下田 公共職業安定所	下田市 4 丁目 5-26	0558-22-0288
三島 公共職業安定所	三島市文教町 1 丁目 3-112 三島労働総合庁舎	055-980-1300
伊東出張所	伊東市大原 1 丁目 5-15	0557-37-2605
沼津 公共職業安定所	沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎 1 階	055-931-0145
御殿場出張所	御殿場市竈(かまど)字水道 1111	0550-82-0540
富士 公共職業安定所	富士市南町 1-4	0545-51-2151
富士宮公共職業安定所	富士宮市神田川町 14-3	0544-26-3128
清水 公共職業安定所	静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 1 階	054-351-8609
静岡 公共職業安定所	静岡市駿河区西島 235-1	054-238-8609
焼津 公共職業安定所	焼津市駅北 1 丁目 6-22	054-628-5155
島田 公共職業安定所	島田市本通 1 丁目 4677-4 島田労働総合庁舎	0547-36-8609
榛原出張所	牧之原市細江 4138-1	0548-22-0148
掛川 公共職業安定所	掛川市金城 71 (令和 6 年 10 月移転予定) 掛川市駅前 4 - 4 SK しんきん駅前プラザ 2 階	0537-22-4185
磐田 公共職業安定所	磐田市見付 3599-6 磐田地方合同庁舎 1 階	0538-32-6181
浜松 公共職業安定所	浜松市中央区浅田町 50-2	053-541-8609
細江出張所	浜松市浜名区細江町広岡 312-3	053-522-0165
浜北出張所	浜松市浜名区沼 269-1	053-584-2233

ハローワークプラザ等

名 称	所 在 地	
ハローワークプラザ裾野	裾野市佐野 1039 ベルシティ裾野 3 階	055-993-8631
ハローワークプラザ静岡	静岡市葵区追手町 5-4 アーバンネット静岡追手町ビル 1 階	054-250-8609
ハローワークプラザ藤枝	藤枝市前島 1-7-10 BiVi 藤枝 2 階	054-636-2126
ハローワークプラザ袋井 ハローワーク磐田マザーズコーナー	袋井市上山梨 4-1-1 イオン袋井店 1 階	0538-49-4400
ハローワーク三島 マザーズコーナー	三島市文教町 1-3-112 三島労働総合庁舎	055-980-1301
ハローワーク沼津 マザーズコーナー	沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎	055-918-3711
ハローワーク富士 マザーズコーナー	富士市本市場 432-1 富士市フィランセ東館 1 階	0545-60-5100
ハローワーク静岡 マザーズコーナー	静岡市駿河区西島 235-1	054-238-8609
マザーズハローワーク浜松	浜松市中央区中央 1-12-1 県浜松総合庁舎 1 階	053-454-1910
浜松わかものハローワーク	浜松市中央区板屋町 111-2 浜松アクトタワー 7 階	053-540-2064
静岡新卒応援ハローワーク	静岡市葵区追手町 5-4 アーバンネット静岡追手町ビル 1 階	054-275-0900
浜松新卒応援ハローワーク	浜松市中央区板屋町 111-2 浜松アクトタワー 7 階	053-540-0008

しずおかジョブステーション

名 称	所 在 地	
しずおかジョブステーション 東部	沼津市大手町 1-1-3 沼津産業ビル 2 階 東部県民生活センター内	055-951-8229
しずおかジョブステーション 中部	静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 3 階 中部県民生活センター内	054-284-0027
しずおかジョブステーション 西部	浜松市中央区中央 1-12-1 県浜松総合庁舎 1・3 階 西部県民生活センター内	053-454-2523

職業能力開発施設

名 称	所 在 地	
県立工科短期大学校（静岡キャンパス）	静岡市清水区楠 160	054-345-2033
県立工科短期大学校（沼津キャンパス）	沼津市大岡 4044-24	055-925-1071
県立浜松技術専門校（浜松テクカレッジ）	浜松市中央区小池町 2444-1	053-462-5602
静岡職業能力開発促進センター（ポリテクセンター静岡）	静岡市駿河区登呂 3 丁目 1-35	054-285-7186
浜松職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ 浜松）	浜松市中央区法枝町 693	053-441-4444

県民生活センター等

名 称	所 在 地	
賀茂広域消費生活センター	下田市中 531-1 県下田総合庁舎 6 階	0558-24-2199
東部県民生活センター	沼津市大手町 1-1-3 沼津産業ビル 2 階	055-951-8205
中部県民生活センター	静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 3 階	054-202-6008
西部県民生活センター	浜松市中央区中央 1-12-1 県浜松総合庁舎 3 階	053-453-2199

福祉団体・県市町社会福祉協議会

名称	郵便番号	所在地	
公益社団法人 静岡県ひとり 親福祉連合会	420-0856	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 4階	054-254-5220
社会福祉法人 静岡県社会福 祉協議会	420-8670	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 シズウエル内	054-254-5244
静岡市	420-0854	静岡市葵区城内町 1-1 静岡市中央福祉センター内	054-273-8090
浜松市	432-8035	浜松市中央区成子町 140-8 福祉交流センター内	053-453-0553
沼津市	410-0032	沼津市日の出町 1-15 ぬまづ健康福祉プラザ(サカエぬまづ)内	055-922-1350
熱海市	413-0015	熱海市中央町 1-26 総合福祉センター 2階	0557-86-6339
三島市	411-0841	三島市南本町 20-30 三島市社会福祉会館内	055-972-3221
富士宮市	418-0005	富士宮市宮原 7-1 富士宮市総合福祉会館内	0544-22-0094
伊東市	414-0013	伊東市桜木町 2丁目 2-3 伊東市健康福祉センター内	0557-36-5512
島田市	427-0056	島田市大津通 2-1	0547-35-6244
富士市	416-8558	富士市本市場 432-1 富士市フィランセ東館	0545-64-4649
磐田市	438-0077	磐田市国府台 57-7 i プラザ(磐田市総合健康福祉会館)1階	0538-37-4864
焼津市	425-0088	焼津市大覚寺 3丁目 2-2 焼津市総合福祉会館内	054-621-2941
掛川市	436-0079	掛川市掛川 910-1 掛川市総合福祉センター 2階	0537-22-1294
藤枝市	421-1131	藤枝市岡部町内谷 1400-1 藤枝市福祉センターきすみれ内	054-643-3161
御殿場市	412-0042	御殿場市萩原 988-1 御殿場市民交流センターふじざくら	0550-70-6801
袋井市	437-0061	袋井市久能 2515-1 はーとふるプラザ袋井内(袋井市総合健康センター)	0538-43-3020
下田市	415-0024	下田市 4丁目 1-1 下田市総合福祉会館内	0558-22-3294
裾野市	410-1117	裾野市石脇 524-1 裾野市福祉保健会館内	055-992-5750
湖西市	431-0303	湖西市新居町浜名 643-1 湖西市老人福祉センター内	053-525-6667
伊豆市	410-2505	伊豆市八幡 33-1 中伊豆保健福祉センターふれあいプラザ内	0558-83-3013
御前崎市	437-1622	御前崎市白羽 5402-10 御前崎ふれあい福祉センター「なごみ」内	0548-63-5294
菊川市	439-0019	菊川市半済 1865 菊川市総合保健福祉センター内	0537-35-3724
伊豆の国市	410-2396	伊豆の国市田京 299-6 伊豆の国市役所大仁庁舎内	0558-76-8012
牧之原市	421-0524	牧之原市須々木 140 牧之原市相良総合センター「い〜ら」内	0548-52-3500
東伊豆町	413-0304	賀茂郡東伊豆町白田 306 東伊豆町保健福祉センター内	0557-22-1294
河津町	413-0504	賀茂郡河津町田中 212-2 河津町保健福祉センター内	0558-34-1286
南伊豆町	415-0304	賀茂郡南伊豆町加納 790 南伊豆町健康福祉センター内	0558-62-3156
松崎町	410-3612	賀茂郡松崎町宮内 272-2 松崎町総合福祉センター内	0558-42-2246
西伊豆町	410-3501	賀茂郡西伊豆町宇久須 258-4 西伊豆町賀茂健康センター	0558-55-1313
函南町	419-0107	田方郡函南町平井 717-28 函南町保健福祉センター内	055-978-9288
清水町	411-0903	駿東郡清水町堂庭 221-1 清水町福祉センター内	055-981-1665
長泉町	411-0943	駿東郡長泉町下土狩 967-2 長泉町福祉会館内	055-988-3920
小山町	410-1311	駿東郡小山町小山 75-7 小山町健康福祉会館内	0550-76-9906
吉田町	421-0303	榛原郡吉田町片岡 795-1 吉田町健康福祉センター内	0548-34-1800
川根本町	428-0415	榛原郡川根本町上岸 90 川根本町福祉センター内	0547-59-2315
森町	437-0215	周智郡森町森 50-1 森町保健福祉センター内	0538-85-5769

自立相談支援機関

自治体	窓口名	所在地	
静岡市(葵区)	静岡市暮らし・しごと相談支援センター	静岡市葵区城東町 24-1	054-249-3210
静岡市(駿河区)	静岡市暮らし・しごと相談支援センター	静岡市駿河区南八幡町 3-1	054-286-9550
静岡市(清水区)	静岡市暮らし・しごと相談支援センター	静岡市清水区宮代町 1-1	054-371-0305
浜松市(中央区)	浜松市生活自立相談支援センター つながり	浜松市中央区元城町 218-26 聖 隷ビル 1 階	053-488-9000
浜松市(浜名区、 天竜区)	浜松市生活自立相談支援センター つながり浜北	浜松市浜名区小林 1272-1 浜松市ふれあい交流センター浜北	053-587-5005
沼津市	沼津市自立相談支援センター	沼津市日の出町 1-15 サンウェルぬまづ 2 階	0120-86-1620 055-922-1620
熱海市	熱海市社会福祉協議会	熱海市中央町 1-26	0557-86-6339
三島市	三島市生活支援センター	三島市東本町 1 丁目 2 番 6 号 英光ビル 1・1 階	055-973-3450
富士宮市	福祉総合相談課	富士宮市弓沢町 150 番地	0544-22-1561
	暮らし・しごと相談センター	富士宮市宮原 7 番地の 1	0544-22-0094
伊東市	伊東市暮らし相談センターこころ	伊東市大原二丁目 1 番 1 号	0557-36-1190
島田市	島田市社会福祉協議会	島田市大津通 2 番の 1	0547-35-6244
	NPO 法人 POPOLO	富士市水戸島元町 4-1 曲松ビル 101	0545-62-8255
富士市	富士市ユニバーサル就労支援センター	富士市本市場 432-1 富士市フィランセ東館 1 階	0545-64-6969
磐田市	磐田市くらしと仕事相談センター	磐田市国府台 57 番地 7	0538-32-8880
焼津市	地域福祉課	焼津市本町 2 丁目 16 番 32 号	054-631-5531
掛川市	生活支援係	掛川市掛川 910-1	0527-22-1294
	自立相談窓口	富士市水戸島元町 4-1 曲松ビル 101	0545-62-8255
藤枝市	藤枝市自立生活サポートセンター	藤枝市岡出山 1-11-1	054-643-3161
御殿場市	御殿場市社会福祉協議会 地域福祉課	御殿場市萩原 988-1 市民交流センターふじざくら内	0550-70-7577
	自立支援相談窓口	御殿場市萩原 483 社会福祉課内	090-7857-2199
袋井市	生活自立相談センター	袋井市久能 2515-1	0538-44-0885
下田市	下田市くらし支援センター	下田市四丁目 1-1	0558-22-3294
裾野市	裾野市生活自立支援センター	裾野市佐野 1068 番地の 2	0120-088-205
湖西市	湖西市社会福祉協議会	湖西市古見 1044 番地	053-525-6667
伊豆市	伊豆市生活困窮者自立支援相談窓口	伊豆市小立野 38-2	0558-72-3202
御前崎市	福祉課	御前崎市池新田 5585	0537-85-1121
	自立相談窓口	御前崎市白羽 5402-10	0548-63-5294
菊川市	菊川市生活困窮者自立相談支援センター	菊川市半済 1865 番地 菊川市総合保健福祉センター ブラザげやき内	0537-35-3724
伊豆の国市	NPO 法人 POPOLO	静岡市葵区宮ヶ崎町 53 番地	054-254-5718
牧之原市	相談支援センター	牧之原市須々木 140	0548-52-3500
東伊豆町	生活支援・相談センター	賀茂郡東伊豆町白田 306 東伊豆町保健福祉センター内	0557-22-1294
河津町	生活支援・相談センター	賀茂郡河津町田中 226	0558-34-1286
南伊豆町	生活支援・相談センター	南伊豆町加納 790 南伊豆町健康福祉センター内	0558-62-3156
松崎町	生活支援・相談センター	賀茂郡松崎町宮内 272-2 松崎町総合福祉センター内	0558-42-2719
西伊豆町	生活支援・相談センター	賀茂郡西伊豆町 宇久須 258-4	0558-55-1313
函南町	生活支援・相談センター	田方郡函南町平井 717-28	055-978-9288
清水町	生活支援・相談センター	駿東郡清水町堂庭 221-1	055-981-1665
長泉町	生活支援・相談センター	駿東郡長泉町下土狩 967-2	055-988-3920
小山町	生活支援・相談センター	駿東郡小山町小山 75-7 小山町健康福祉会館内	0550-76-9906
吉田町	生活支援・相談センター	吉田町片岡 795-1 吉田町健康福祉センター内	0548-34-1800
川根本町	生活支援・相談センター	榛原郡川根本町上岸 90 番地 川根本町福祉センター内	0547-59-2315
森町	生活支援・相談センター	周智郡森町森 50-1 森町保健福祉センター内	0538-85-5769

発行年月 令和6年7月

発行 静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9-6
電話：054-221-2365
F A X：054-221-3521